

△温暖化対策統括本部・環境創造局関係

午前10時00分開会

◆（加納委員） 私は、本年3月の予算特別委員会の局別審査で温暖化対策統括本部、そして環境創造局の質問をさせていただいたばかりですので、またかというお話をいただいたこともありましたけれども、私も実は想定外でございまして、3月のことを確認しながら御質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

それではまず初めに、PM2.5についてお伺ひいたします。

ことしの初めから、中国の大気汚染に端を発し、健康への影響があるPM2.5が大きな問題となっており、越境汚染による市民の健康被害が危惧されております。

そこで、改めてPM2.5の健康被害について局長にお伺ひいたします。

◎（荻島環境創造局長） よろしくお願ひいたします。

環境省の資料によりますと、PM2.5は粒子の大きさが髪の毛の太さの30分の1と非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されております。また、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されております。

◆（加納委員） それでは、これまでの取り組みについてお伺ひいたします。

◎（荻島環境創造局長） ことしの2月12日以降、市内の6区6局で常時監視している測定データを市のホームページや携帯端末でリアルタイムにごらんいただけるようにいたしました。加えて横浜市コールセンターでもお知らせしております。さらに、3月9日から、健康影響が出現する可能性が高くなると予測された場合、市民に屋外での長時間の激しい運動を控えるなどの注意喚起をするための取り組みを県と協力して開始しているところでございます。また、その後、3区での常時監視を追加しており、今年度中に全区での常時監視ができるように測定器の設置を進めているところでございます。

◆（加納委員） 発生源に応じてしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、今のお話の中で、私も実は3月にこのことについて提案させていただきまして、今局長が御答弁したように、その提案が実りましたけれども、しっかり今後も進めていただきたいと思います。

そこで、PM2.5の発生源について伺ひます。

◎（荻島環境創造局長） PM2.5には、物の燃焼などによって直接排出されるものと大気中での化学反応によりまして生成されたものと2種類ございます。主な発生源でございますが、工場、事業所及び自動車であると考えられております。そのほかにも船舶、飛行機などがあります。

◆（加納委員） 今、発生源についていろいろとお話いただきましたけれども、私はここで新たな発想というか、PM2.5についての新たな視点からちょっと議論をしてみたいと思うのです。実は、市民生活に身近な課題であるたばこの煙にはPM2.5が含まれているのです。そして、中国からのPM2.5の飛来はせいぜい冬場の3カ月、年間にならせば、今のところ、健康への影響が問題となる量ではないとも聞いております。

むしろ健康への影響はたばこの煙だと専門家が指摘し、大変大きな問題になっておりますし、また、マスコミでも報道されております。

そこで、大気汚染等環境分野を所管されている環境創造局長に、まず、たばこの煙とPM2.5のかかわりについて有識者からどのような指摘がされているのか、伺います。

◎（荻島環境創造局長） PM2.5は車や工場の排ガスに含まれる成分が代表格でございますけれども、たばこの煙もその一つであること、それに加えまして、PM2.5の健康への影響に関しては、禁煙でない飲食店などの受動喫煙が問題であることが指摘されております。

◆（加納委員） 局長が、時間がないから多分簡潔にお話があったと思うのですが、今、PM2.5はむしろ受動喫煙対策として大変指摘されておまして、いわゆる禁煙の場所がない喫茶店などのほうが、むしろ中国のああいった汚染量よりも大変高いと。それから、例えば分煙室があっても、分煙室の中も、実はPM2.5として大変な被害をこうむっていると。さらに、分煙室から出たときの入り口についても物すごい量があるということを今大変多くの科学者や医学者が指摘をしているのです。そういった部分では、たばこの煙とPM2.5というのが今まで確認をされていなかったというか、大きく報道されていなかったのですけれども、ここに来て、健康被害ということで大変大きな話題となっております。

そこで、たばこの煙に含まれるPM2.5の健康被害についての所感を局長に伺います。

◎（荻島環境創造局長） たばこの煙が健康に影響があることは認識しておりましたが、この報道は、PM2.5という観点からたばこの煙について意見を述べたものと考えました。私どもといたしましても、市民の皆様の健康を守るために、引き続き大気中のPM2.5濃度の監視などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） ここで、より広い分野を所管されている副市長としまして、このたばこの煙に関する専門家の指摘についての御感想をお伺いします。

◎（鈴木〔伸〕副市長） 受動喫煙の防止に対する対策については、これまでも本市として取り組みを進めてきたところであると思っておりますけれども、今回、改めて専門家の御意見を伺った中で、この煙の問題、PM2.5という視点からの問題ということも改めて思い知るところになりました。そういう中で、健康に与える影響について、やはり重要な問題であるということを再認識させていただきました。

◆（加納委員） それで、環境創造局は、たばこの煙には健康被害を与えるPM2.5があるということ、やっときょう、ある意味では改めて認識していただいたと思うのです。本市では、市庁舎や区庁舎、そういった建物の外でPM2.5を測定して警報を出しているのです。注意喚起をしている。しかし、きょうわかったように、喫煙所、たばこのことで、ここも大変厳しい状況にあるということにはわかったと思うのです。そういった部分では、本来、喫煙所の出入り口周辺のPM2.5を測定して、市民や職員に警報を出して注意喚起すべきだと私は思っているぐらいなのです。

そこで、副市長にさらなる御見解を伺いたいのですが、たばこの煙から出されるPM2.5の健康被害に対しても今後関係局と調整して対応を図るべきと考えますが、副市長の御見解をいただければ、ありがたいです。

◎（鈴木〔伸〕副市長） ただいま委員御指摘の点については、まさに市民の皆様の健康にかかわる問題だと

思っています。そういう中では、健康問題を所管するのは健康福祉局ということでございます。健康福祉局など関係局と連携しながら、必要な対策を進めていく必要があると感じております。

◆（加納委員） このPM2.5の健康被害は、本市の受動喫煙対策とも関連していると私は思うのです。そこで、きょうは意見としてだけ申し述べさせていただきますけれども、ことしの3月に、横浜市健康管理医、産業医から受動喫煙対策の推進について、受動喫煙対策、禁煙支援を一層推進するために、庁舎の全面禁煙に向けた検討、そして事業主の責任において、これは市長ですよ、市長の責任においてしっかりと進めなさいという勧告が出ているのです。これは重たいと思います。そういう勧告が出ているし、それから、本市では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、いわゆるビル管理法で、保健所の業務だとか、本市の環境だとか、庁舎管理だとか、法的な根拠の中で実はそういったことがもう決められている。観測しなさい、しっかりとこの受動喫煙対策をやりなさいというようなことも、労働安全衛生法でも、労働安全衛生規則でも、こういったことが決められているわけです。

しかし、本市の状況から見ると、そこに至っていない。例えば、私はすごく悩んだのだけれども、この本庁舎の1階に、いつからかたばこの喫煙室ができてしまった。あそこを見てごらんください。あそこは通路ですよ。昔は、いわゆる避難通路であったのかもしれない。あそこは明らかに地下から1階に上がる通路ですよ。だから、喫煙室でありながらドアが2つある。しかも、喫煙室でありながら、下の清掃員の皆さんや多くの方たちがあそこを通っている。避難通路であるべきところが、通路を潰して喫煙室にしている。こんなことはあり得るのですかと。それから、法的根拠の中で、喫煙室はちゃんと年に6回、環境調査をしなければいけない。しかし、本来、禁煙室であるべきところが総務局の庁舎管理のところで、喫煙室として黙認してしまっている。したがって、調査もしていない。このようなことが、総務局という法制課もあれば、コンプライアンス推進課もあれば、法的根拠の中で違反したら人事の処置もあれば、それから職員の健康管理もあれば、危機管理もある。こういったところが、わかっていて承認して、そして黙認して、法的根拠の中で進められていない。こういったような体質、市長の責任で、そしてまた、コンプライアンス、大場副市長の責任で、こういったことは速やかにやめなければいけない。こういったPM2.5の問題とたばこの煙の問題を含めて、本市の受動喫煙対策についてもしっかりとお伝えしておきますので、環境未来都市と発信している横浜市がしっかりと頑張っていることを切に望んでおきます。

次に、野鳥における高病原性鳥インフルエンザへの対応についてお伺いします。

まず、横浜市繁殖センターで行っているカンムリシロムク保護事業ですが、この事業は、インドネシアのバリ島だけに生息し、日本のトキのように野生下ではほぼ絶滅のカンムリシロムクについて、平成15年に本市とインドネシア共和国との間で合意書を締結し、保全活動に取り組んでいると聞いております。

そこで、平成24年度のカンムリシロムク保護事業の実績について公園緑地部長にお伺いいたします。

◎（今関公園緑地部長） 平成24年10月にインドネシア共和国から研修員4名を受け入れ、鳥の繁殖などについて研修を行いました。また、11月には、本市職員4名を現地に派遣し、繁殖したカンムリシロムクを野生に復帰させるための放鳥計画等について意見交換を行いました。さらにことし3月には、横浜市繁殖センターで繁殖させたカンムリシロムク25羽をインドネシアに送っています。

◆（加納委員） 大変御苦労されていることは重々わかっておりますけれども、さらにカンムリシロムク保護事業はいつまで実施して、また、平成25年度の実施内容について局長にお伺いいたします。

◎（荻島環境創造局長） 本事業は、JICAに協働事業として採択いただき実施しているものでございます

ので、現在の事業計画では平成 26 年度に終了予定でございます。今年度は、11 月に研修員を受け入れ、12 月に本市職員を現地に派遣し、昨年度作成しました計画に基づき、繁殖させたカンムリシロムクの放鳥を行うとともに、放鳥後のモニタリングなどの技術協力を行います。

◆（加納委員） このカンムリシロムクのような希少な鳥を脅かす要因として、インフルエンザなどの感染症が挙げられているのです。高病原性鳥インフルエンザウイルスは、新型インフルエンザウイルスに変異し、人での流行を引き起こす危険性もあり、本市では、健康福祉局、そして環境創造局、区役所等が連携して対応していると認識しております。

そこで、改めて野鳥で高病原性鳥インフルエンザの疑いがあった場合の本市の対応について伺います。

◎（荻島環境創造局長） 本市では、横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針に基づきまして、関係部署が連携して対応しております。死亡した野鳥が発見された際、種類や数などの現場の状況から、鳥インフルエンザの検査が必要な場合、専門の委託業者が本市の研究施設に送り、そこで簡易検査を行います。簡易検査の結果が陽性であった場合には、より詳細な確定検査を目的に国の研究機関に検査試料を送ります。

◆（加納委員） ことしの 4 月、ちょうど中国でこの鳥インフルエンザが大変流行したというか、大騒ぎになっていたところだけでも、中区でカラスなどの死体が多数発見される事例がありましたね。そのとき、関係部署が対処していましたが、私は、その対処の仕方、対応の仕方が間違っていたと思います。

そこで、確認です。4 月の中区における死亡していた野鳥への対応においてどのような問題があったと認識しているのか、お伺いいたします。

◎（荻島環境創造局長） 中区における対応でございますけれども、死亡野鳥を確認した現場がオフィス街であったために、搬送を行う委託業者の到着を待つと混乱が生ずると判断いたしまして、本市職員が死亡野鳥を検査場所へ搬送いたしました。その際に、対応した職員の一部においてマスクの着用方法などに問題があったと認識しております。

◆（加納委員） 局長、本市は、そういうときは民間に委託しているでしょう。それに少し触れて御説明ください。

◎（荻島環境創造局長） 先ほど申し上げましたように、鳥が発見された場合には、通報に基づきまして現場を確認して、搬送については専門委託業者のほうに委託する、そういう意味では、現場がオフィス街で緊急性を伴ったということで本市がやりましたが、その点につきましては手続と若干違ったという認識であります。

◆（加納委員） 委託業者にも言っていないし、それから、4 月にあれだけ蔓延していると報道があったにもかかわらず、マスクも何もしないで行ってしまったということでしょう。もっと言うと、いわゆる簡易検査は健康福祉局の横浜市衛生研究所で実施されているのです。この横浜市衛生研究所は、人のインフルエンザの検査も行う施設なのです。つまり、鳥由来のインフルエンザと人由来のインフルエンザを同一施設で検査しているのです。これは人に感染するインフルエンザウイルスへの変異を引き起こして、市民に大きな被害をもたらすおそれがある非常にゆゆしき問題なのです。医療政策としては、本当に問題ですよ。市民に、いわゆる大都市における感染症の危険、横浜市衛生研究所や感染症所管の医師たちの質が問われてしまうくらいの、両方一緒にやってしまうという、これは世界保健機関、WHO のガイドラインでも、人由来の検体と豚や鳥類由来の検体とは同一の施設で取り扱われるべきではないと明言しているのだから、それを私はさんざん言ってきた。

でも、聞いてもらえなかった。

そこでまず、他都市の状況を伺います。神奈川県や川崎市における簡易検査の実施場所についてお伺いいたします。

◎（今関公園緑地部長） 鳥由来のインフルエンザの簡易検査につきましては、神奈川県では各地域の県政総合センターなどで、川崎市では動物愛護センターで実施しており、人由来のインフルエンザの簡易検査場所と分けていると聞いております。

◆（加納委員） そうなのです。分けなければいけないのだから。神奈川県や川崎市では、鳥と人のインフルエンザウイルスの検査場所を分けている。それで、危険を回避しようとしている。それが、隣接する本市がそのことをわかっていながら同一施設で検査を行っているというのは、両自治体の努力が徒労に終わる可能性がある。以前からその危険性を健康福祉局に私はさんざん言ってきた。しかし、うがいと手洗いをしているから大丈夫だと、そんなわけのわからないことを言っている。全く聞こうとしない。そこで、私は環境創造局に相談をしました。相談したら、環境創造局は、きちんと言いましたよ。実は、以前より問題の認識をしていましたと。

そこで、改めて提案いたします。鳥由来と人由来のインフルエンザの簡易検査場所は本市も分離すべきと考えますが、どうでしょうか。

◎（荻島環境創造局長） 横浜市衛生研究所では、鳥由来と人由来のインフルエンザの簡易検査を行う建物及び検査者を分けて検査を行ってきたと健康福祉局からは聞いております。しかし、来年度には横浜市衛生研究所が移転し、建物が一体となることから、健康福祉局と調整を行いました結果、この10月からは鳥由来のインフルエンザ簡易検査を横浜市繁殖センターの分室で実施することといたしました。

◆（加納委員） やつとですよ。今、横浜市繁殖センターの分室というと、隣接するよこはま動物園ズーラシア、こういったところへの影響が心配なのです。

そこで、横浜市繁殖センターで鳥由来のインフルエンザ簡易検査を行う際、他の野生動物に影響がないようにすべきと考えますが、どうでしょうか。

◎（荻島環境創造局長） 鳥由来のインフルエンザの簡易検査を行う横浜市繁殖センターの分室でございますけれども、これはカンムリシロムクなどの希少動物を飼育、繁殖しているエリア及びよこはま動物園ズーラシアの動物を飼育しているエリアと別のエリアに位置しております。さらに、死亡野鳥の搬入ルートもこれらのエリアと区別していることから、ほかの野生動物への影響はないものと考えております。

◆（加納委員） 大都市ですから、感染症が起きたら大変だから、しっかりやっていただきたい。

次に、災害時の下水直結式仮設トイレについてお伺いいたします。

横浜市は、液状化被害想定区域内の地域防災拠点51カ所で災害時下水直結式仮設トイレの整備を進めております。私がことし2月の本会議で、地震時のトイレ対策の重要性と災害時下水直結式仮設トイレの整備について質問をさせていただいたところ、平成24年度補正予算により15カ所の整備計画を前倒しし、51カ所全ての整備が完了すると伺いました。

そこで、災害時下水直結式仮設トイレの平成24年度の補正予算も含めた現在の整備状況について伺います。

◎（荻島環境創造局長） 平成24年度末で36カ所の地域防災拠点での整備が完了しております。平成24年

度補正予算を活用した整備につきましては、13カ所が10月に完成しまして、残りの2カ所は年内に完成する予定でございます。これにより、当初計画した51カ所の地域防災拠点での整備が完了いたします。

◆（加納委員） 昨年の地震被害想定の見直しにより、液状化被害想定区域が拡大して、内陸部の港南区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区の地域防災拠点が新たに液状化被害想定区域に含まれました。このような地域防災拠点についても早期に整備する必要があると考えます。

そこで、新たに液状化被害想定区域となった、先ほど言いました行政区別の地域防災拠点数について下水道管路部長にお伺いいたします。

◎（山本下水道管路部長） 地震被害想定の見直しによりまして、新たに液状化被害が想定される行政区別の地域防災拠点は、中区、港北区、緑区、泉区が1カ所、青葉区、戸塚区が2カ所、港南区、栄区が3カ所、金沢区が4カ所となっております。

◆（加納委員） 新たに追加された18地域防災拠点については、ぜひ平成26年度中に整備されるよう要望しておきます。

ところで、昨年度発表された横浜市地震被害想定調査報告書では、液状化被害想定区域にかかわらず、揺れによる建物被害が相当数想定されております。

そこで、地域防災拠点で想定される排水設備の被害についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

◎（荻島環境創造局長） 阪神・淡路大震災の際、神戸市では、液状化区域以外でも震度の高かった地域では排水設備の破損により水洗トイレが使用できなくなった場所がございます。また、東日本大震災の際でも、仙台市では、市民の皆様からの下水道に関する問い合わせの中で、排水設備の破損に関するものが最も多かったと聞いております。このような被災地での状況から、液状化被害想定区域外の地域防災拠点でも、排水設備の破損により水洗トイレが使用できなくなる可能性が高いと考えております。

◆（加納委員） また、過去の大震災の教訓から、今のお話にもありましたように、液状化被害想定区域外の地域防災拠点についても、災害時、下水直結式仮設トイレの整備は必要と思いますので、拡大していただきたいと思います。そして、今、局長からありましたように、東日本大震災等においても、区役所などに多くの市民が集まったと報告されております。本来、市役所、区役所は市民が避難する場所ではないのですが、多くの市民が集まり、また、災害対策本部として多くの災害復旧関係者が集結することを考えると、局長、地域防災拠点以外の施設も整備を拡大していくべきと考えます。

そこで、今後の整備方針についてお伺いいたします。

◎（荻島環境創造局長） 液状化被害想定区域外の地域防災拠点の災害時下水直結式仮設トイレにつきましては、昨年10月に公表された本市の地震被害想定に示された震度予想図や下水道管渠の被害予測などを参考に整備の検討を進めます。また、震災後、長期間にわたり復旧活動の中心的役割を担う市庁舎及び区庁舎や、震災直後に多くの負傷者が集まる市関連の災害拠点病院への整備についても検討を進めます。

◆（加納委員） よろしくお願ひ申し上げます。

次に、災害時の公園利用について伺います。

身近な公園は、阪神・淡路大震災や東日本大震災においてもさまざまな形で利用されてきました。まず、確認の意味で、防災計画上、公園にはどのような役割が期待されているのか、公園緑地部長に伺います。

◎（今関公園緑地部長） 都市公園は、横浜市防災計画震災対策編において、市民が避難するための広域避難場所やいつとき避難場所のほか、自衛隊や消防隊の拠点となる広域応援活動拠点やヘリコプターの離着陸場などに位置づけられております。また、応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物の仮置き場として活用される予定となっております。

◆（加納委員） 今のお話のように、公園にはさまざまな役割が期待されております。特に、復旧期には応急仮設住宅の建設や瓦れきの仮置き場の用地確保が重要だと考えております。

そこで、具体的にはどの公園に応急仮設住宅や廃棄物の仮置き場を設置するという計画がもう定まっているのかどうか、局長に伺います。

◎（荻島環境創造局長） 応急仮設住宅につきましては、建築局が平成 21 年度に建設候補地の調査を行い、多くの公園が候補地となっています。平成 24 年 10 月に被害想定が見直されたのを受けまして、現在、追加調査を行っております。また、廃棄物の仮置き場についても同様でございます。資源循環局が候補地の精査を行っているところでございます。発災後、被害状況に合わせて候補地から選定する方向で検討を進めております。

◆（加納委員） ありがとうございます。

そして、本市は小学校を地域防災拠点等に位置づけておりますが、実は局長、高齢者は、大勢集まる避難所施設では大変生活が厳しいのです。そこで、身近な公園施設に避難したいというニーズが大変多くあります。さきの予算特別委員会で、私は、公園内のこどもログハウス、そして公園内の集会所の活用について、防災計画への位置づけ、ルールづくりが必要だというふうに提案したのです、なかったから。身近なところが欲しいと言っているのだから。

そこで、私が提案した後、こどもログハウスや集会所の災害時の活用に向けた取り組みについてどのように進んだか、教えてください。

◎（荻島環境創造局長） 戸塚区で、こどもログハウスを帰宅困難者の一時滞在施設や資機材の保管場所として活用している事例がございます。こうした事例を参考に、他の区においても、地域の実情に合わせて災害時の活用計画を区の防災計画に位置づけていただきたいと思いますと考えております。このため、本年 4 月に、事例を紹介する通知を各区宛てに発送するとともに、区総務課長会などで説明を行いました。現在では、数区の防災計画において公共施設の活用が位置づけられております。公園内の集会所につきましては、平成 25 年 3 月に横浜市公園集会所整備費補助要綱の中で、共助による減災に向けた取り組みの拠点とすることが新たに位置づけられましたので、今後、災害時の活用について関係局区と連携を図ってまいります。

◆（加納委員） やっと位置づけられましたよね。どうかこれをしっかり横に広げていただきたい。そして、一方、地域から身近な公園に防災備蓄庫を置きたいという話もあるのです。方面別備蓄庫や広域避難場所機材庫は、防災計画で位置づけられているのです。しかし、防災計画に位置づけられていない自治会や町内会設置の防災備蓄庫について、しっかりやっていただきたい。

そこで、公園に設置するための許可基準は現在どのようになっているのか、公園緑地部長に伺います。

◎（今関公園緑地部長） 防災備蓄庫の設置に当たっての具体的な基準といたしましては、周囲に公園以外で建築可能な用地がないこと、公園の利用に支障がないこと、公園内に他の防災備蓄庫がないこと等の条件を満

たす場合に、5平方メートル以下の倉庫の設置を認めております。

◆（加納委員） 今のような状況なのですけれども、いわゆる防災備蓄とはいえ、無秩序に設置するという事は、確かに公園管理をしているところからすれば、基準が必要だと理解できる。しかし、先ほど来言っているように、なかなか地域防災拠点に行けない。そこで、地域における共助の意識の高まりに応じていくためにもやはり必要だと私は思うのです。

そこで、再度提案いたします。自治会や町内会が設置する防災備蓄庫についても防災計画に位置づけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎（荻島環境創造局長） これまで公園の主な機能を確保しながら、先ほど御説明した設置基準によって防災備蓄庫の設置を認めてきたところでございます。しかしながら、本市防災計画で、自助、共助、公助の役割を明記いたしておりますので、防災備蓄庫の設置についても地域の皆様の自助、共助を進めていただくために必要であると考えております。

◆（加納委員） ありがとうございます。

さらに、防災計画に位置づけた上で、公園の機能を阻害しない範囲で防災備蓄庫の設置をさらに認めやすくすべきだと思いますけれども、提案いたします。設置基準は見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

◎（荻島環境創造局長） 地域の自助、共助を進めていただくために必要な資機材を適切に配備できるようにすることが重要であると考えております。このため、防災備蓄庫の設置基準の見直しについて関係区局と連携し、検討してまいります。

◆（加納委員） ぜひよろしく申し上げます。

それで、その他で時間があったら質問させていただきたくておきましたけれども、海外連携について簡潔に聞きます。

温暖化対策統括本部の海外連携の目的と取り組みについて伺います。

◎（浜野温暖化対策統括本部長） よろしくお願いたします。

目的でございますが、3点ございます。1点目が環境未来都市や横浜スマートシティプロジェクトなど先進的な取り組みを海外に発信し、本市のプレゼンスを高め、コンベンションや企業の誘致につなげていくことがございます。2つ目ですが、世界の先進都市の事例を研究して、本市の施策に反映させる。3つ目ですが、関係機関と連携して、海外の大都市における温暖化対策などの都市問題の解決に貢献するという事で、また、市内企業の海外展開の機会をつくっていくということでございます。現在の取り組み状況でございますが、平成24年度は海外から視察を37件、391人を受け入れました。このことをきっかけに、タイ・バンコク、ベトナム・ダナンなど海外都市との環境分野における連携に発展しております。それから、昨年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催されました国連持続可能な開発会議、いわゆるリオ+20において環境未来都市横浜を紹介しました。このプロモーションがきっかけで、ブラジル・クリチバ市への都市づくりの協力、あるいはアジア開発銀行との連携につながってきております。さらに、スペイン・バルセロナ市とことしの3月にスマートシティの協力に関する覚書を締結し、職員の派遣と情報交換を行っております。以上でございます。

◆（加納委員） それで、今後の海外連携をどのように進めていくのか、お伺いいたします。



◎（浜野温暖化対策統括本部長） 市内の国際機関である J I C A 等との連携によりまして、アジアなどの諸都市における温暖化等の課題の解決に向けまして、より具体的な形で貢献したいと思っております。具体的には、本市、Y-P O R T 事業の一環として、本市が持つノウハウと市内企業の技術を連携しまして、市内企業の海外展開をバックアップしていきます。一方、横浜を舞台に最先端の温暖化対策や環境未来都市の取り組みをさらに進めることで、海外からの注目を集め、世界から選ばれる都市を目指していきます。

◆（加納委員） 終わります。